

2016

Mar, Vol. 170

News Letter

— 目 次 —

中小企業経営の IT 活用度

CRP のすすめ

Plaza-i APS 外貨直払機能

Plaza-i 新機能のご紹介

末永く Plaza-i をお使い頂くために

最新の Plaza-i バージョン情報

リストラクテッド・ストック (RS)

欠損填補による均等割りの節税

Bal

中小企業経営の IT 活用度

「スピード経営」という言葉が定着し、経営に IT 活用が必須となって久しいですが、先日ある中小企業にサービスを展開している経営コンサルタントの方から、「私の知っている中小企業のほとんどは経営に対する IT 活用ができておらず、スピード経営からほど遠い」という話を聞きました。

この「スピード」「IT 活用」とは何を指しているのでしょうか。

さまざまな文献などを見るとスピード経営のスピードとは

- ① 意思決定のスピード
- ② 決定事項を実行に移すスピード
- ③ 実行そのもの（プロセス）のスピード

をアップすることとあり、①と③には IT の活用が大きく寄与します。

③の実行そのもののスピードアップは、具体的には業務プロセスに IT を適用し、手間を省くこと指します。「システム導入による業務処理時間の短縮」です。

では①の意思決定のスピードとは何か？

意思決定の助力となる定量的数値のことを KPI (Key Performance Indicator=重要業績評価指標) と呼び、システムから出力されるさまざまな数値を使ってこの KPI を把握し、いち早く経営方針の決定に役立てるということはあらためてここで説明の必要もないほど浸透してきています。

①の意思決定のスピードアップに自社の経営課題にあった KPI の存在は欠かせません。

KPI を使って意思決定のスピードを上げるということにはいろいろな意味があり、1つは KPI を迅速に出力するということですが、冒頭のコンサルタントができていないと指摘していたのはそのことではありませんでした。

経営システムから出力される指標はビジネスプロセスに従って、営業活動状況(受注見込)⇒営業成績(受注状況)⇒収益結果(売上や粗利)⇒財務諸表(損益計算書)といったものが挙げられ、後工程に行くほど正確ですが、意思決定は遅くなります。

つまり、コンサルタントの指摘する意思決定のスピードを上げるとは「**KPI 設定をビジネスプロセスの前工程にシフトする**」ことなのです。

それには業務プロセス全体を IT でカバーする必要があります、一元管理できるシステムが大いに役立ちます。御社でも一度業務プロセスにおける IT カバー率を見直し、KPI 設定の前倒しを検討してみてもはいかがでしょうか。

CRP のすすめ

平素は Plaza-i をご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊社では、Plaza-i を新規導入する際や、運用開始後、追加モジュール・機能を導入する際、「CRP」による導入をご提案させていただいております。

本誌をお読みいただいている Plaza-i ユーザ様の中には、Plaza-i を導入する際に、実際に CRP を体験されて、身をもってご存知の方も多くいらっしゃるかと存じますが、本稿では、改めて「CRP」についてご紹介させていただき、Plaza-i システムをより利活用される一助にいただければ、幸いです。

システム機能導入の“見える化”

一般的なシステム開発・導入の方法として、要件定義、基本設計、詳細設計…など、各工程において文書成果物を作成(=“見える化”)しながら段階的に詳細化して進めていく(プログラム開発後のテスト工程は逆順に段階化していく)方法があります。

この方法は、いわゆるシステム開発・導入の教科書的な方法として紹介されることも多いのですが、現実的には、発注者であるユーザ側にも、高い専門性と文書読解力が求められ「システム導入プロジェクトは難しい」という“通説”の要因の一つになっているものと思います。

Plaza-i にも、システム機能の目的や仕様を記述している『Plaza-i ユーザーズガイド』(以下、『PiUG』)と言います。ご存知の通り、全頁を印刷すると段ボール〇箱分になります!)があり、本質的には Plaza-i を理解し、利活用するための“よりどころ”となるのですが、現実的に『PiUG』を“見ながら”御社お一人で、Plaza-i の導入を進めることが至難の業であることは、想像に難くないと思います。

それよりも実際に本稼働したら利用するであろう機能が目の前にあって、セットアップすればそのまま動く(データ処理もできる)ので

あるから、それを最大限に活用し、システム機能の運用イメージまでも“見ながら”導入を進めた方が、より効率的であり効果的であると思います。

かくして Plaza-i を導入する（本稼働後の追加導入も含む）際は、「CRP」による導入を提案しています。

「CRP」による短期間導入

ここでおさらいの意味も含めて説明しますと、「CRP」とは「Conference Room Pilot（カンファレンスルームパイロット）」の略で、「実機（に近い環境）で、実際のマスターデータを利用して、パッケージの基本機能を試行稼働して、業務運用が実現できることを確認・検証する ERP パッケージの導入手法」です。

いわゆる「プロトタイプ」（後の改良を前提とした「試作品」）との違いは、Plaza-i では「CRP」を、実際のリリースバージョンを利用して実施することです。

システム化対象業務に、Plaza-i 基本機能を適用でき、カスタマイズが不要であれば「CRP」環境は、“限りなく本稼働環境に近い試行稼働環境”となります。

この“限りなく本稼働環境に近い試行稼働環境”が、システム導入に関する付帯作業も含め、短期間でシステム導入を実現する“カラクリ”であり、「CRP」の意義なのです。

終わりに

現在、運用中の Plaza-i について、運用改善や、新モジュール、新機能の追加導入をご検討いただいているユーザ様におかれましては、是非「CRP」による導入をご検討いただければと思います。

弊社 HP<図解>「Plaza-i なら効果的な CRP が実施できる」も合わせてご参照いただければ、なお、幸いです。http://www.ba-net.co.jp/wordpress/wp-content/uploads/2015/08/Plaza-i_SelRsn.pdf

また貴社の関係会社様、取引先様で、ERP パッケージの導入をご検討の会社様、ご担当者様をご存知でしたら、是非一言「Plaza-i の CRP 導入」を、ご紹介いただければ、なお幸いです。

Plaza-i APS 外貨直払機能

はじめに

今回は Plaza-i V2.01.31.07 から APS 債務管理システムに追加された外貨での直接支払機能についてご紹介させていただきます。

直接支払伝票入力メニュー

従来はヘッダの通貨コードは基準通貨固定で変更不可でしたが、通常の債務計上傳票入力と同様に、支払先（取引先）の通貨コードが自動セットされ、外貨金額が入力できるようになりました。

なお支払予定タブで入力される換算レート及び基準通貨支払金額は仮のものになります。

実際は支払確定処理時の換算レートが適用されます。

支払方法変更メニュー

債務計上承認処理を行うと作成される支払予定データヘッダ（第 2 タブ）の項目に、「外貨直払額」が追加されました。

また支払予定データ明細（第 3 タブ）の項目に、「直払」チェックボックスが追加されました。

システムの的には、同一の支払予定データのキー（支払先・通貨・支払予定日）内に通常の債務計上傳票と直接支払伝票の金額が混ざることに対応した構造になっております。

当メニューで外貨の直接支払伝票から作成された支払予定データを変更することは可能ですが、ヘッダの「外貨直払額」と明細の「直払での外貨金額合計」が一致している必要があります。

支払時レート変更時の仕訳

支払方法変更メニューや支払確定処理メニューで支払レートを変更した場合の自動仕訳について、通常の債務計上傳票のように為替差損益行は発生しません。（直接支払うため債務計上時レート、支払時レートの区別が存在しないため）

外貨直払特別の処理として、借方科目（直接支払伝票で入力した科目）のレートは支払時レ

ートがセットされ、基準通貨金額は外貨金額・支払時レートから再計算されます。

計算方法の詳細については **APS 支払処理** (章)、**支払確定処理** (節) の説明をご参照ください。

V2.01.33 以降のバージョンで対応しています。

Plaza-i 固定資産管理モジュール (FAS) 画像ファイル添付機能

保有資産の写真画像ファイルや仕様書・証憑等の PDF ファイルを既存資産データに紐付け、または添付することができるようになりました。

本勘定直接繰入、少額固定資産台帳登録、資産台帳メンテナンスの **3** メニューで登録処理ができ、固定資産台帳で参照可能です。

具体的仕様や画面イメージにつきましては、ユーザーズガイド **CMN 管理者編** (章)、**伝票ファイル添付機能** (節) にて既に掲載しておりますのであわせてご覧ください。

V2.01.35 以降のバージョンで対応しています。

バージョンアップのご希望、詳細につきましては下記までご連絡ください。

顧客サポート部

TEL : 03-5715-3315 (内線 : 72)

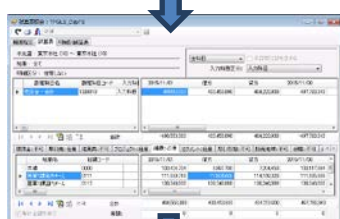
Plaza-i 新機能のご紹介

Plaza-i 一般会計モジュール (GLS) 財務諸表ドリルダウン機能

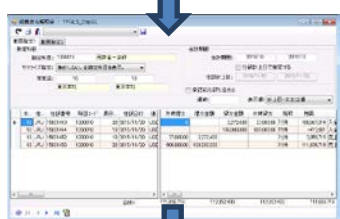
財務諸表の照会メニュー (画面) が追加されました。今まで試算表から原紙伝票までドリルダウンできていた機能が、さらに一段上の財務諸表からトレースできるようになったことで、財務諸表数値からの確認・分析作業がスムーズに行えます。

財務諸表照会

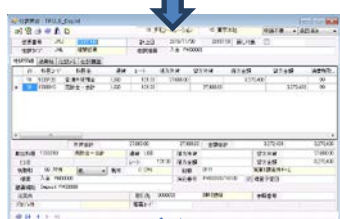
勘定科目コード	勘定科目名	平成27年11月30日現在 借 12,443 貸 2,960,095	平成27年12月31日現在 借 12,443 貸 2,960,095
100000	1 流動資産	55,095,516	5,600,812,701
1010010	現金	2,960,095	2,960,095
1010110	社会保険一般	13,443	13,443
1010120	社会保険-前払	1,967,614	1,967,614
1020010	当座預金	1,867,568,214	1,867,069,384
1020110	普通預金	1,201,869,510	1,201,869,510
1020115	普通預金-利息	1,872,196	1,872,196
1020120	普通預金-利息	113,676,541	113,676,541
1100010	受取手形-合計	133,076,260	133,076,260
1200010	売掛金-合計	497,763,943	498,959,793
1200020	売掛金-債権	39,182,660	39,182,660
1300010	負債総額	46,979,900	46,979,900
1420010	固定資産	5,510,000	5,510,000
1450010	原材料	274,000	274,000
1450010	仕掛在庫材-部品	690,504	690,504
1450015	仕掛在庫材-外注	640,000	640,000



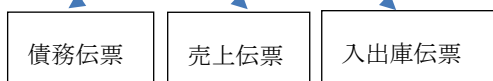
(試算表照会)



(元帳照会)



(仕訳)



末永く Plaza-i をお使い頂くために

はじめに

先日、約 10 年以上 Plaza-i をお使いいただいているユーザ様からのお問い合わせ対応中に、とあるアシスタントの方が「印刷指示パラメータの保存」機能をご存知なく、ご利用いただけなかったことがあったということがありました。

いつも決まった範囲指定条件を都度ご入力され操作されていたとのことです。

そのアシスタントの方は数年前にその会社へ入社されたため、引継ぎを兼ねて前任の方から Plaza-i の操作を教わったそうですが、新しい環境で多くのことを短期間に覚えなければならなかったこともあり、今回のように伝達が漏れてしまったようです。

「なんだ、こんな機能あるんですねー。便利

じゃないですかっ！もっと早く知りたかった！」と笑いながら言っていただけでしたが、お声かけや提案活動など、弊社からもっと積極的・能動的にできたことがあったのではないかと強く反省をさせられたユーザサポートでございました。

私たちに出来ること

ユーザサポートといいますと、コールセンターのようにお電話やメールを受けることから始まるのが一般的です。

弊社にもその一面はもちろんあります。しかし、今後は弊社からも積極的にお声かけさせていただき、提案活動をさせていただこうと考えております。

最近何か Plaza-i で困ったことはありませんでしたか？ Plaza-i で業務効率を上げるために、何かお手伝い出来ることはありませんか？

あるいはまた、新しいビジネスを始めることになった、集計コードマスター体系が実態にそぐわなくなってきた、こんな数字を抽出して分析したい、などなんでもけっこうです。是非お声をお寄せください。聞かせてください。

頂いた情報、ご意見、ご要望に対し、「私たちにできること」をご提案させていただきます。

こうすれば出来る

Plaza-i 現行機能にないニーズを寄せられたときなどに、「それは出来ません」とお答えするのではなく、「こうすれば出来る」という回答・提案を目指します。

ユーザ様から頂いた貴重なご意見は全てデータベース管理し、Plaza-i 改善活動に活用させていただいておりますが、それらを社内利用に留めるのではなく、頂いたご意見そのものへの直接的な提案活動を積極的に行っていきたいと考えております。

保存パラメータ日付ダイアログ

せっかく「印刷指示パラメータの保存」機能の話題に触れましたので、その日付版の機能をご紹介します。

現状全ての画面で本機能をご用意しているわけではありませんが、運用方法によっては大きく手間を減らせる便利な機能です。

仮に「2016/03/01」～「2016/03/31」と日

付そのものを直接パラメータ保存したとします。3月中は確かに利用できますが、日付の経過とともにそれは古いものになってしまい、利用価値が落ちてしまう、結局はパラメータを保存し直すという手間が発生してしまいます。そこで誕生したのがこの日付に特化したパラメータ保存機能です。

「本日を基準としたプラスマイナス」、「処理対象会計期間の開始日と終了日」など、日付算出方法をパラメータとして保存します。例えば From～To 形式の日付範囲指定を行う箇所にプラスマイナス 3 日間と設定・保存すれば、日付が経過しても、ずっとその日（本日）から前後 3 日間、つまり一週間の範囲指定をすることが出来ます。

本機能の説明はユーザーズガイド、CMN 管理者編、保存パラメータ日付ダイアログ（節）にございます。あわせてご参照ください。いつもお使いのメニューにそんな機能が欲しいと思われましたら、是非、弊社担当者までお問い合わせください。

最後に

もうすぐ新入社員を迎える季節がやってまいります。新入社員の方への Plaza-i トレーニングなどいかがでしょうか？末永く Plaza-i をお使い頂くために、私たちに出来ることを実践してまいります。今後も Plaza-i をどうぞよろしくお願いいたします。

最新の Plaza-i バージョン情報

平成 28 年 3 月 18 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.34.05

Plaza-i 給与計算システム V2.0.5.35

なお、Plaza-i 給与計算システムは弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>) Top 画面の「ニュース」欄にも掲載しております。

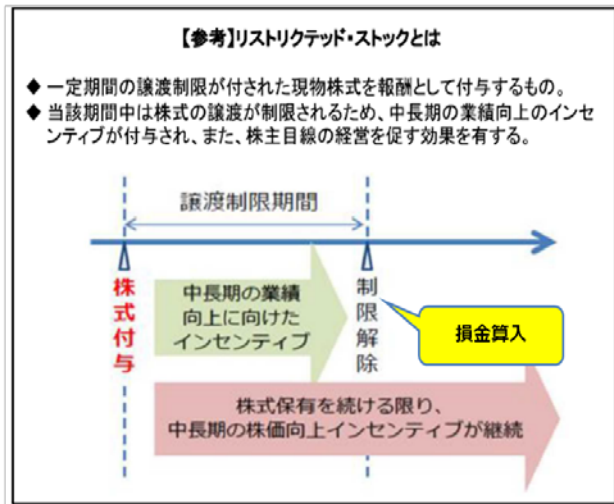
リストラクテッド・ストック(RS)

1. 制度の概要

日本企業の役員報酬は欧米諸国の報酬体系の中心となっている、業績連動報酬や株式報酬に対し、依然として固定報酬が中心となっております。このような状況から、業績により連動したインセンティブを付与する仕組みの整備をすべきという意見や「攻めの経営」を促すために、平成 28 年度税制改正において役員報酬の損金不算入制度の見直しの一つとして、役員に対する一定の譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）が、事前確定届出給与の範囲に含まれることが明確化されました。こちらは、税務署への事前の届出が不要となる事前確定届出給与として損金算入が認められます。

2. リストラクテッド・ストックとは

リストラクテッド・ストック（以下、RS）とは、法人が役員や従業員に対して、一定期間の譲渡制限が付された自社株式を報酬として付与するものになります。



(出所：経済産業省 平成28年度経済産業関係 税制改正について 一部改)

RS と類似している株式報酬として、ストックオプション（以下、SO）がありますが、SOは権利行使価額が株価を上回る場合、利益を得ることが出来ないのに対し、RSは株式そのものが報酬となるため、譲渡制限期間中に株価が下落する場合には付与者の資産が目減りし、反対に株価が上昇すれば付与者の資産が増加するという特徴があります。

3. 適用対象について

損金算入の適用対象となるRSは特定譲渡制限付株式と規定されており、一定の制限を付したRSに限定されています。例えば、株式付与日から譲渡制限期間中に付与者が退職した場合には、RSを没収するなどといった制限が設けられていることが、基本的に特定譲渡制限付株式に該当するものと考えられます。また、今回適用対象となる特定譲渡制限付株式は平成28年4月1日以降に交付決議がされたものに限定されます。

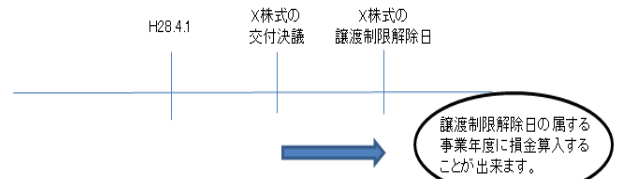
4. 損金算入時期について

法人側でRSの損金算入が出来る日とは、役員（個人）の「給与等課税事由が生じた日」とされています。

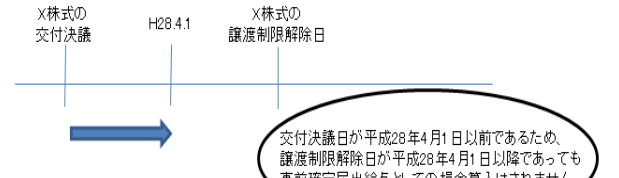
給与等課税事由が生じた日＝権利確定日（譲渡制限解除日）ということで、個人側で役務提供が完了したタイミングにおいて、法人側も給与として損金算入するという事です。

ただし、下図の②のケースのように平成28年4月1日以前に交付決議がされ、譲渡制限解除日が平成28年4月1日以降である場合は、譲渡制限解除日の属する事業年度に損金算入は出来ませんので、ご留意下さい。あくまでも平成28年4月1日以降の交付決議により交付されたものが対象となります。

①事前確定届出給与として認められるケース



②事前確定届出給与として認められないケース



5. おわりに

今後より国際化が進む中で、日本の固定役員報酬に加え、今回の改正によりRSのような株式報酬の導入も促進されると考えられます。よって、既存の制度と比較をし、最善の方法を選択していくことが必要となります。

欠損填補による均等割りの節税

平成 27 年度の地方税の改正では、法人住民税（都道府県税・市町村民税）の均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」に影響する見直しが行われました。

今までは、均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」は「法人税法上の資本金等の額」とされていましたが、今回の改正により「資本金等の額」から、無償減資に係る一定の欠損てん補額を減算できることとなったため、無償減資によって住民税均等割の額を引き下げることが可能となりました。

すでに外形標準課税の資本割には、無償減資した時の税負担の軽減策がありましたが、今回の改正は、業績の悪化した会社にとって数少ない節税策の一つとなります。

1. 従来の取り扱い

法人住民税（都道府県民税・市町村民税）の均等割の税率区分は、法人税法上の資本金等の額で決められています（公共法人及び公益法人を除く）。この資本金等の額は、以下の①と②の合計額となります。

- ① 資本金の額又は出資金の額
- ② 株主等から法人に払い込み又は給付した財産の額で、資本金の額又は出資金の額として組み入れられなかったもの（例：資本準備金、加入金）

例えば、東京都の場合は、資本金等の額が 1 千万円以下（かつ特別区内の従業者数が 50 人以下）の普通法人については 7 万円の均等割が課されます。

2. 改正内容

平成 27 年度税制改正により、法人住民税均等割の現行の税率区分の基準である資本金等の額に、無償増減資等の金額を加減算する措置が講じられました。均等割りの税率区分の基準となる金額は、資本金等の額に次の金額を加減算して計算することになりました。

しかしながら、無償減資であれば必ず「資本金等の額」から控除できるわけではなく、あく

まで「一定の欠損てん補額」のみ減額することが認められています。

【無償減資の対象】

対象期間	対象金額
H13.4.1～ H18.4.30	資本又は出資の減少による資本の欠損の填補に充てた金額
H18.5.1 以後	剰余金による欠損填補に充てた金額※

※①資本金又は資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金として計上 ②その他資本剰余金からその他利益剰余金の欠損填補の処理をした金額をいいます。

①の処理から②の処理までは、1 年以内に行う必要があります。

利益剰余金の資本組み入れによる無償増資の場合、その増資相当額を「資本金等の額」に加算することになります。

3. 具体例

欠損填補した場合の節税効果について、具体例を用いて比較します。

【欠損填補前の貸借対照表】

B/S	
資産	負債
xx	xx
	資本金 6億円
	資本準備金 6億円
	繰越利益剰余金 ▲10億円

10 億円の欠損填補

【欠損填補後の貸借対照表】

B/S	
資産	負債
xx	xx
	資本金 2億円
	資本準備金 0円
	繰越利益剰余金 0円

【欠損填補前後の金額比較】

	税額の基準となる金額	住民税※ (均等割り)	外形標準※ (資本割)
填補前	12 億	229 万円	378 万円
填補後	2 億	53 万円	63 万円

491 万円の節税可能性あり

※特別区内の従業者数 50 人超、東京都の超過税率(現行)を適用

節税の可能性がある会社は、過去業績が悪く利益剰余金がマイナスの会社となりますが、次のような会社は、より節税の効果が大きくなります。

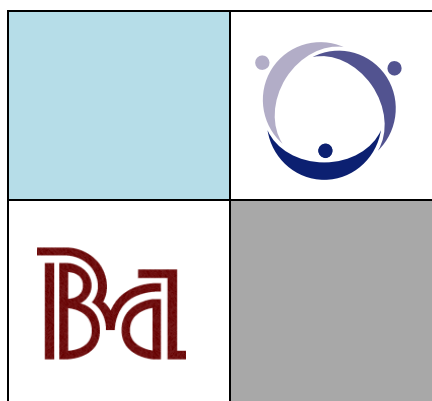
- ・全国に拠点があり、均等割の支払いが多額の会社
- ・多額の資本を背景に、設備投資や研究開発を行い、赤字を計上している会社

....など

4.終わりに

本改正は、平成 27 年 4 月以後開始事業年度から適用となります。ただし、上述のように“過去”の欠損填補額も減算の対象となりますので、過去に欠損填補を行っていないか確認が必要です。

また、適用時の必要書類として、申告書に株主総会の議事録、債権者に対する異議申し立ての公告が必要となるので準備を忘れないようにしてください。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://plaza-i.net>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>